

特定調達品目検討会専門委員会における検討内容等について（案）

．特定調達品目検討会専門委員会について

1．設置目的

グリーン購入法に基づく特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加に関する検討の参考とするため毎年度実施している提案募集(本年度は6月5日～7月4日の期間で実施)に加え、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)、低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日閣議決定)等を踏まえ、現行の特定調達品目のうち温室効果ガスの排出削減に資する品目、または政策課題に適切に対応するために取り上げるべき品目を重点改善品目として位置づけ、当該品目に係る環境負荷の低減に向けた判断の基準の強化を含む改善案等に関する検討を実施することを目的として重点改善品目ごとに専門委員会(昨年度までは分科会)を設置することとしている。

本年度は、平成23年度の第4回特定調達品目検討会において提案・合意された、重点改善品目候補(案)¹の中から、以下の2つの専門委員会を設置することとした。

2．設置専門委員会

(1)開催状況等

重点改善品目に係る設置専門委員会及び座長は、以下のとおり。

災害備蓄用品専門委員会 (座長)辰巳委員

引越輸送専門委員会 (座長)藤井委員

専門委員会への参画メンバーについては、当該品目に関する有識者、関連の業界団体等の中から、座長及び関係する府省庁と協議の上、選定(専門委員会委員は「(2)専門委員会委員名簿」を参照)を行うとともに、第1回専門委員会を以下のとおり開催した。

 第1回災害備蓄用品専門委員会(平成24年7月25日)

- グリーン購入法の概要について
- 専門委員会における検討内容等について(案)
- 検討スケジュールについて(案)

 第1回引越輸送専門委員会(平成24年7月31日)

- グリーン購入法の概要について

¹ 重点改善品目候補(案)として、防災備蓄用品、BD/DVD機器、オフィス家具等、引越しサービス、照明機能提供業務を提案した。

- 専門委員会における検討内容等について(案)
- 業界団体における取組について
- 検討スケジュールについて(案)

(2) 専門委員会名簿

特定調達品目検討会災害備蓄用品専門委員会委員名簿(五十音順・敬称略)

- (座長) 辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
常任顧問
- 細川 顕司 公益財団法人市民防災研究所特別研究員
- 細坪 信二 特定非営利活動法人危機管理対策機構理事・事務局長
- 山岡 講子 みやぎグリーン購入ネットワーク事務局長
特定非営利活動法人環境会議所東北専務理事

特定調達品目検討会引越輸送専門委員会委員名簿(五十音順・敬称略)

- 礎 司郎 公益社団法人全日本トラック協会輸送事業部長
- 加藤 信次 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
交通環境対策部長
- 佐藤 泉 佐藤泉法律事務所弁護士
- (座長) 藤井 実 独立行政法人国立環境研究所社会環境システム研究センター
環境都市システム研究室主任研究員

．災害備蓄用品専門委員会における検討内容等について

1．検討の目的

現行の防災備蓄用品²については、平成 19 年度において重点改善品目に選定され、特定調達品目検討会の下に分科会を設置し検討を行った結果、国等の機関における備蓄量の多い品目であって、適切な判断の基準等の設定による環境負荷低減効果が期待される品目として、食料・飲料水 5 品目、生活用品・資材 6 品目（うち 5 品目は従前の特定調達品目）が特定調達品目として追加された。当時から、防災備蓄用品は、その対象となる品目が広範多岐にわたるため、対象品目の拡大について継続して検討を行う必要性が課題としてあげられてきている。こうした中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として、国等の機関に止まらず、地方公共団体、民間等においても災害備蓄用品への関心が高まるとともに、特定調達品目に限らず、災害備蓄用品全般に関する問い合わせも大きく増加しているところである。また、この期を捉えて災害備蓄用品について省エネルギー、長寿命化、省資源、廃棄物発生抑制等の様々な観点から判断の基準等を設定することは、その調達量・備蓄量を勘案すると、環境負荷低減効果は極めて大きいものと考えられる。このため、災害備蓄用品を重点改善品目として選定し、検討を実施する。

2．検討の内容

（1）対象範囲

国等の機関が災害備蓄用品として調達する「飲料水」「食料」「生活用品・資材」等を現段階では幅広く検討対象とする。なお、中央省庁業務継続ガイドラインに基づき国等の機関自らが業務継続等の目的で行う備蓄品目³を勘案するとともに、地方公共団体及び民間への波及効果が見込まれる備蓄品目（災害対策を含む）についても併せて検討する。

（2）判断の基準等の考え方（案）

現行の特定調達品目の判断の基準等

現行の防災備蓄用品は、飲料水、食料、生活用品・資材に分類され、賞味期限・品質保持期限等の延長による廃棄物の削減、備蓄量等を適切に把握することによる調達量の削減及び再生材料の使用等を主な観点とし、判断の基準が設定されている。

現行の対象品目及び判断の基準は表 1 のとおりである。生活用品・資材のうち、非常用携帯燃料を除く 5 品目については、通常業務における特定調達品目として従前から

² 現行の基本方針における分野名は「防災備蓄用品」であるが、当該分野の品目は災害が発生した場合に備えて備蓄する品目が対象となっていることから、本専門委員会では「災害備蓄用品」とする。

³ 平成 19 年 6 月内閣府（第一版）。現在、東日本大震災を踏まえ第二版の改定に向けた検討を実施している。当該ガイドラインに基づき、各中央省庁は業務継続計画を策定している。

別途設定されている（判断の基準及び配慮事項の内容はほぼ同様）。

また、配慮事項としては、飲料水、食料とも回収・再利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みについて設定している。加えて、飲料水については、容器の軽量化・薄肉化及びリサイクル配慮設計についても、配慮事項として設定している。

表1 防災備蓄用品に係る現行の対象品目及び判断の基準の概要

対象品目		判断の基準の概要
飲料水	ペットボトル飲料水	賞味期限が5年以上 内容量、賞味期限、保存方法等の記載
食料	缶詰、アルファ化米 乾パン	賞味期限が5年以上 内容量、賞味期限、保存方法等の記載
	レトルト食品等	賞味期限が5年以上、又は賞味期限が3年以上かつ容器等の回収 内容量、賞味期限、保存方法等の記載
生活用品・ 資材	毛布	【次のいずれかを満たすこと】 再生PET樹脂配合率が25%以上 ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システム
	作業手袋	再生PET樹脂配合率が50%以上またはポストコンシューマ繊維が50%以上
	テント	【次のいずれかを満たすこと】 再生PET樹脂配合率が25%以上 ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システム
	ブルーシート	再生ポリエチレンが50%以上
	一次電池（単1形～ 単4形）	アルカリ相当以上 使用推奨期限が5年以上
	非常用携帯燃料	品質保証期限が5年以上 内容量、賞味期限、保存方法等の記載

新規追加品目の候補（例）

新たな品目の追加に当たっては、防災基本計画（内閣府）及び中央省庁業務継続ガイドラインに基づき、国等の各機関が業務継続を目的とした災害備蓄用品として調達する品目を勘案し、また、過去の災害において実際に必要とされた救援物資等を参考としつつ検討を行う。なお、検討に当たっては、備蓄用品に限定せず、災害対策用品・機器についても視野に入れた検討を行う。

現段階における新規追加品目の候補（例）は下記のとおり。

【食料】

- パン（アルミ包装等）
- 栄養調整食品（そのまま食べられるもの）
- 即席麺類
- フリーズドライ食品

【生活用品・資材】

- 飲料水容器（ブロー容器、袋）
- 災害用トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ、組立トイレ、携帯トイレ）、トイレ用凝固剤
- カセットコンロ
- 非常用発電機（据付型、可搬型）
- 多機能機器（ラジオ、ライト、携帯充電器、サイレン等の機能）
- ヘルメット（防護帽）、防塵マスク、保護メガネ、消毒液

新規追加品目の判断の基準等（案）

従前から判断の基準として設定されている賞味期限（品質保持期限）の延長、備蓄量等を適切に把握・管理することによる調達量の削減を基本とし、省資源（軽量・コンパクト化）や省エネルギー（発電効率、熱効率）等、品目に応じ環境負荷低減効果が見込まれる項目について、判断の基準等を設定する。

現段階における新規追加品目に係る判断の基準等の考え方（案）は下記のとおり。

ア．賞味期限（飲料、食料）

一般に流通している製品と比較し、賞味期限が長いことを判断の基準として設定する。保存期限の延長を図ることにより、製造段階におけるエネルギー使用量の削減等や廃棄段階における環境負荷低減が期待される。

新規品目候補：パン（アルミ包装等）、栄養調整食品、即席麺類、フリーズドライ食品等

イ．品質保持期限（資材等）

一般に流通している製品と比較し、品質保持期限が長いことを判断の基準として設定する。保存期限の延長を図ることにより、製造段階におけるエネルギー使用量の削減等や廃棄段階における環境負荷低減が期待される。

新規品目候補：トイレ用凝固剤（固化剤）、飲料水容器（ブロー容器、袋）（本体及び水の保管期限）

ウ．軽量化、コンパクト化、折りたたみ可能（資材等）

省資源や廃棄段階における環境負荷低減が期待されることから、軽量化の観点から判断の基準として設定する。また、コンパクト化、折りたたみ可能であること等による保管スペースの狭小化、一括管理による在庫管理の適正化等について、検討する。

新規品目候補：飲料水容器（ブロー容器、袋）、災害用トイレ

エ．その他品目に応じた環境配慮項目

その他の品目について、品目ごとの重要な環境配慮側面を踏まえた判断の基準の設定を検討する。

- 非常用発電機：連続使用時間、発電効率、熱効率、低燃費、防音、耐震性、排出ガス等
- ヘルメット（防護帽）：装着体、衝撃吸収ライナーの交換システム
- 防塵マスク：ろ過材の再使用
- 多機能機器：複数の電源等により使用可能（ソーラー充電、手回し充電、乾電池、ACアダプター、USB等）
- カセットコンロ：効率、コンパクト化

オ．配慮事項

品目ごとに、判断の基準に加えさらに配慮すべき項目について設定を検討する。

- 簡易包装、一括包装、包装材の回収システム
- 素材ごとに分別可能であるなど、リユース・リサイクルに配慮された設計
- 再生材の使用 他

（３）検討に当たっての留意点

判断の基準等の検討に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 過去の大規模災害における必要物資の実態を参考とした品目の設定
- 防災基本計画〔平成23年12月27日中央防災会議決定〕の見直し内容を踏まえた備蓄用品の検討
- 各中央省庁の業務継続計画を参考とした備蓄用品の検討
- 備蓄方法の検討（流通備蓄、ランニング備蓄等）

（４）その他

専門委員会における議事内容に即し、関連分野の専門家、事業者団体、事業者等に必要に応じてヒアリング等を実施し、検討に反映させることとする。

．引越輸送専門委員会における検討内容等について

1．検討の目的

国等の機関においては、庁舎やオフィス、施設間、フロア間、フロア内の移動等、様々な場面において、引越輸送サービスを利用している。近年は、ダンボールや緩衝材、梱包用のテープやヒモなどを極力使用せず、反復して再使用が可能な資材による荷造を行うことで、引越の際に発生する廃棄物の大幅な削減を図る等のサービスが積極的に行われている。また、引越輸送に当たって使用する自動車の低燃費・低公害化やエコドライブ等の環境に配慮した運転の導入、輸送効率の向上、さらに他の輸送機関へのモーダルシフトの実施など事業者による環境負荷低減に資する様々な取組が行われているところである。

このため、国等の機関が調達する引越輸送サービスについて、環境負荷低減に配慮したサービスを提供する事業者から積極的に調達することにより、自らの環境負荷低減を図るとともに、適切な判断の基準等の設定により、地方公共団体や民間への波及効果も期待されることから、引越輸送サービスを重点改善品目として選定し、検討を実施する。

2．検討の内容

(1) 対象範囲

国等の機関が役務として発注する、庁舎移転等に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務（庁舎移転には、ビル間移転、フロア内移動、ビル内移動を含む）。

(2) 判断の基準等の考え方（案）

近年では、引越を請け負う事業者において、梱包、荷造り、養生、配送、廃棄物の処理の各工程で様々な環境配慮の取組が実施されている。

例えば、庁舎等のオフィス機能の移転に関しては、レイアウト計画から什器・OA機器の調達、配線工事、産業廃棄物の処理まで多岐に渡るサービスを委託⁴する場合もあり、環境配慮を行うことで廃棄物の発生抑制等の大きな環境負荷低減効果が期待される。

オフィスの新設、移転等に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務における工程及び工程別の環境配慮項目例は、図1のとおりである。

⁴ 四国厚生支局が平成18年度に発注した四国厚生支局庁舎移転作業等一式においては、庁舎移転作業に係る図面作成、廃棄物処理、養生、移設物品及び廃棄物品の解体・組立・調整・搬出搬入作業、新規購入物品の管理を含むとされていた。

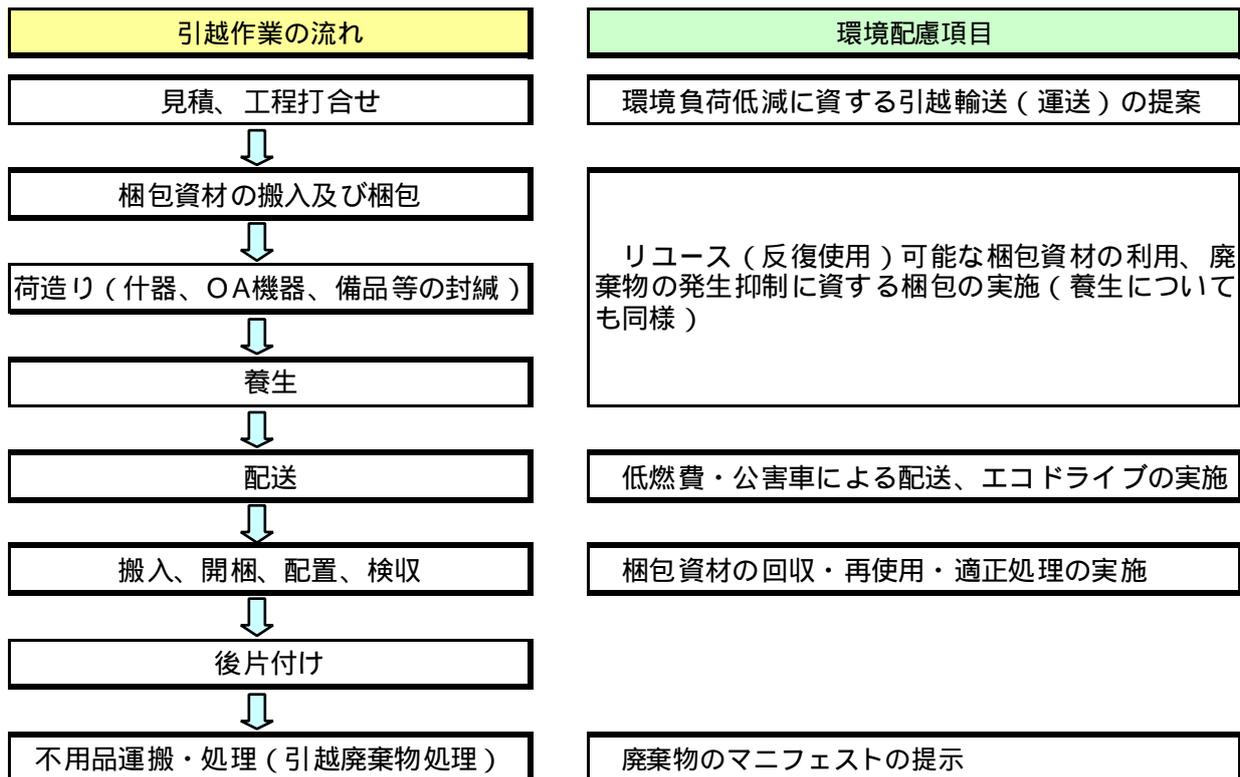


図 1 引越作業の流れと各工程における環境配慮項目例

現段階における引越輸送サービスに係る判断の基準等の考え方（案）は、以下のとおりである。

環境負荷低減に資する引越輸送の提案

見積、工程の提示の際に、環境負荷低減に資する引越輸送の方法について提案が行われていることを、調達規模・内容に応じて、判断の基準または配慮事項として設定することを検討する。

リユース可能な梱包資材等の利用

専用ボックスによる梱包など、反復使用可能な梱包資材の利用、廃棄物の発生抑制に資する梱包の実施を判断の基準として設定する。使用する資材としては、ダンボール、折りたたみコンテナ（オリコン）、紐、ロープ、テープ、ラベル等があげられる。

また、梱包方法については、什器等の内容物を移さず一括して梱包することによる省資源化も有効であると考えられる。

なお、通常は引越業務終了後、一定期間を経過するとダンボール等の梱包資材の回収を行わないことが多いが、要請に応じ引越請負業者が資材を回収・処理し再使用するといった取組みについても評価できると考えられる。

養生については、防護材の反復使用等の取組、養生方法、再生材の使用等が考えられる。

輸送における環境配慮

低燃費・低公害車による輸送、エコドライブの実施を判断の基準または配慮事項として設定する。

また、長距離の輸送の場合は、輸送ルートの効率化に関する検討も必要と考えられる。

引越廃棄物の適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び「引越時に発生する廃棄物の取扱いについて」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部（平成15年2月））を踏まえ、判断の基準または配慮事項の検討を行う。

なお、産業廃棄物として処理する場合に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付がなされることが必要である。

また、リユース可能な不用品の有効利用の取組についても検討する。

その他

その他、環境負荷低減に資する項目について、判断の基準または配慮事項としての設定を検討する。

- モーダルシフトの実施（中小事業者への配慮が必要）
- 車両の点検・整備の実施
- 自動車 NO_x・PM 法への対応
- 現行の特定調達品目を使用する場合は、当該品目の判断の基準等を適用（テープ類（事業者が反復利用等の目的のため独自に開発した梱包材を使用する場合を除く。）、機密文書処理等の付帯サービス、日射調整フィルムの貼付等による省エネの提案等）

（3）検討に当たっての留意点

判断の基準等の検討に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 標準引越運送約款（平成15年3月国土交通省告示第170号）の内容に留意
- 引越に伴うその他付帯サービスについて（空調機器の取外し、取付け、美術品の梱包・輸送、乗用車の輸送、アンテナ配線等の電気工事、ハウスクリーニングなど）必要に応じ検討
- 引越事業優良評価制度（全日本トラック協会）の検討状況について注視する必要
- 輸送を伴う引越輸送サービスについては、貨物自動車運送事業法⁵における、「一

⁵ 貨物自動車運送事業法における「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送（自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

般貨物自動車運送」「貨物軽自動車運送」及び「貨物自動車利用運送」の事業を営む者が当該業務を実施

(4) その他

専門委員会における議事内容に即し、関連分野の専門家、事業者団体、事業者等に必要に応じてヒアリング等を実施し、検討に反映させることとする。